

原付自転車、スクーター、オートバイ、三輪オートバイ、四輪オートバイの エンジン及び、車体に関する部分及び、部品の基本生産工程（P P B）

省間条令182号（2014年改訂号）

P P B規定部分及び、部品の目次

条令本文	0 1
I -	(1号) 鋳造部分及び部品 0 3
I I -	(2号) 焼結部分及び部品 0 3
I I I -	(3号) プレス加工及び/又は、成形部分及び部品 0 3
I V -	(4号) 鍛造部分及び部品 0 4
V -	(5号) 機械加工部分及び部品 0 4
V I -	(6号) 溶接部分及び部品 0 4
V I I -	(7号) 表面処理部分及び部品 0 4
V I I I -	(8号) プラスチック射出成型部分及び部品 0 4
I X -	(9号) 塗装部分及び部品 0 4
X -	(10号) 調製（仕立て）部分及び部品 0 4
X I -	(11号) フロント ショックアブソーバー 0 4
X I I -	(12号) リア ショックアブソーバー 0 5
X I I I -	(13号) ガス入りリア ショックアブソーバー 0 5
X I V -	(14号) バルブコマンド用カムツリー（カムシフト） 0 5
X V -	(15号) シート 0 5
X V I -	(16号) イグニッションコイル 0 6
X V I I -	(17号) 電力コイル 0 6
X V I I I -	(18号) ライトコイル 0 6
X I X -	(19号) パルサーコイル 0 6
X X -	(20号) オイルポンプ 0 6
X X I -	(21号) 燃焼エンジン用キャブレター（オットーサイクル） 0 6
X X I I -	(22号) 電気線材（ハーネス）、コネクション部品付き 0 6
X X I I I -	(23号) ブレーキ キャリパーユニット 0 6
X X I V -	(24号) フロント及び、リアブレーキマスターシリンダーユニット 0 7
X X V -	(25号) フューエル供給ユニット 0 7
X X V I -	(26号) トランスミッション シャフトユニット 0 7
X X V I I -	(27号) シフトセレクト シャフトユニット 0 7
X X V I I I -	(28号) スターター電子ユニット 0 8
X X I X -	(29号) キャブレター及び電気バッテリー付きエアフィルターユニット 0 8
X X X -	(30号) ハンドルユニット 0 8
X X X I -	(31号) ヘッドライト及び、マーターパネル付きハンドルユニット 0 8
X X X I I -	(32号) スターターマグネット（リレー）ユニット 0 9
X X X I I I -	(33号) リアフィンダー又は、テール又は、泥よけユニット 1 0
X X X V I -	(34号) ウォーターラジエター（又は、冷却システム） 1 0
X X X V -	(35号) エンジンオイル リザーブタンクユニット 1 0
X X X V I -	(36号) ドライブチェーン 1 0
X X X V I I -	(37号) エアサブフィルターユニット 1 1
X X X V I I I -	(38号) シフトセレクト ドラムユニット 1 1
X X X I X -	(39号) クランクユニット 1 1
X L -	(40号) 燃焼エンジン用コンデンサー放電式 イグニッション装置（CDI） 1 1
X L I -	(41号) 盗難防止装置 1 1
X L I I -	(42号) 遠芯クラッチ 1 2
X L I I I -	(43号) フリックションクラッチ 1 2
X L I V -	(44号) ジュエネレータ（オルタネータ）のステーター 1 2
L V -	(45号) ヘッドライト 1 2
X L V I -	(46号) エアフィルター 1 3
X L V I I -	(47号) ジェネレータ（オルタネータ/ダイナモ） 1 3

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

XLVIIII-	(48号)	スタートマグネットスイッチ (リレー)	13
XLIX-	(49号)	メーターパネルのフューエルメーターの ディスプレイ ユニット	13
L-	(50号)	燃焼エンジン (オットーサイクル)	13
LI-	(51号)	スターターモーター	14
LII-	(52号)	メーターパネル	14
LIII-	(53号)	オイルラジエター	15
LIV-	(54号)	電圧レギュレーター	16
LV-	(55号)	スポークホイール リム (フロント及び、リア)	16
LVI-	(56号)	キャストホイール リム (フロント及び、リア)	16
LVII-	(57号)	スポークホイール (フロント及び、リア)	16
LIIII-	(58号)	キャストホイール (フロント及び、リア)	17
LVIIX-	(59号)	ジェネレーター (オルタネータ) 用ローター	18
LX-	(60号)	フューエルレベルセンサー	18
LXI-	(61号)	燃焼エンジン (オットーサイクル) ヘッドサブユニット	19
LXII-	(62号)	スターターペダル シャフト サブユニット	19
LXIII-	(63号)	ジェネレーター (オルタネータ/ダイナモ) サブユニット	19
LXIV-	(64号)	ハンドル アップブラケット サブユニット	20
LXV-	(65号)	フットレスト サブユニット	20
LXVI-	(66号)	スターターペダル サブユニット	20
LXVII-	(67号)	メーターパネルのタコメーター	21
LXVIII-	(68号)	ラジエター リザーブタンク	21
LXIX-	(69号)	ラジエター サーモスタット	21
LXX-	(70号)	キー付きシートロック	21
LXXI-	(71号)	キー付きヘルメットロック	22
LXXII-	(72号)	キー付きハンドルロック	22
LXXIII-	(73号)	メーターパネル用スピードメーター	22
LXXIV-	(74号)	マスターシリンダー及び、ブレーキキャリパーからなるユニット	22
LXXV-	(75号)	スターターモーター用ローター	23
LXXVI-	(76号)	メーターパネルのフューエルレベルメーター用メカニズム	23
LXXVII-	(77号)	メーターパネルのスピードメーター/オドメーター用メカニズム	24
LXXVIII-	(78号)	エンジン用エア吸入バルブ	24
LXXIX-	(79号)	ドライブチェーン	24
LXXX-	(80号)	インナーフューエルポンプ	25
LXXXI-	(81号)	ブレーキスイッチ	25
LXXXII-	(82号)	クラッチスイッチ	25
LXXXIII-	(83号)	ランプ、緊急及びスタータースイッチユニット	27
LXXXIV-	(84号)	フラッシャー、テールライトとヘッドライト、 遠近ライトとホーン、パッシングライト及びアクセルのユニット	27
LXXXV-	(85号)	フューエルプレッシャレギュレーター	27
LXXXVI-	(86号)	ラバー、コルク及びスポンジのプレス部品	27
LXXXVII-	(87号)	マフラーコンプリートユニット	27
LXXXVIII-	(88号)	フレーム	28
LXXXIX-	(89号)	イグニッションシステムのロックシステム キー付き	28
XC-	(90号)	イグニッションシステム キー付き	28
XCI-	(91号)	オブジェクトホルダーロック キー付き	29
CXII-	(92号)	フューエルタンクロックユニット キー付き	28

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

Nº 1 8 2 / 2 0 1 4 MDIC (工業開発貿易省) / MCTI (化学技術革新省)

省間条令 (案)

工業開発貿易省と科学技術省は、憲法第 8 7 条、単項、第 2 号に準ずる権限により、1 9 6 7 年 2 月 2 8 日付け大統領令 2 8 8 号、第 7 条、第 6 項の規定に沿って、決定する：

第 1 条— 2 0 0 4 年 7 月 1 9 日付け MDIC/MCT 省間条令 1 8 2 号及び、省間条令 1 8 2 / 2 0 1 1 号を改訂するその他の省間条約に定められているマナウス・フリー・ゾーンで生産される原付自転車、スクーター、オートバイ、三輪オートバイと四輪オートバイの部分及び、部品の基本生産工程は、次のように変更される。

I — (1 号) 鋳造部分及び部品

- a) 鋳造；
- b) 機械加工、適用に従って；
- c) 仕上げ；及び
- d) 組立、適用に従って。

第 1 項— 段 “a” に規定されている鋳造工程は、下記製品に関しては国内の他の地域でも行うことが出来る：

- I- 燃焼エンジンライトケース (2 5 0 cc までのエンジン) - NCM:8409.91.90;
- II- 燃焼エンジンレフトケース (2 5 0 cc までのエンジン) - NCM:8409.91.90;
- III- 燃焼エンジンシリンダー (2 5 0 cc までのエンジン) - NCM:8409.91.90;
- IV- 燃焼エンジンライトサイドカバー (2 5 0 cc までのエンジン) - NCM:8409.91.90;
- V- 燃焼エンジンレフトサイドカバー (2 5 0 cc までのエンジン) - NCM:8409.91.90;
- VI- 燃焼エンジンシリンダーヘッドカバー (2 5 0 cc までのエンジン) - NCM:8409.91.90;

第 2 項— マナウス・フリー・ゾーンのみで取引されているスロットルボデー向けの鋳造部分と部品の場合は、カレンダー年度のスロットルボデー合計生産個数の 2 % を限度として段 “a” に規定されている生産工程の実施を免除する。

I I — (2 号) 焼結部分及び部品

- a) 成形；
- b) 焼結；
- c) 圧延；
- d) 焼き入れ、適用に従って；及び
- e) 焼き戻し。

I I I — (3 号) プレス加工及び/又は、成形部分及び部品

- a) 切断、適用に従って；
- b) 曲げ又はその他のプレス工程；
- c) 機械加工、適用に従って；
- d) 溶接及び/又は、リベット留め、適用に従って；
- e) 表面処理、熱処理、薬品浸透、適用に従って；
- f) 塗装、適用に応じて；
- g) バフ、適用に応じて；及び
- h) 組立、適用に応じて。

第 1 項— ハンドル一体の製品の鉄パイプのカット工程に関する生産又はオペレーションは、国内のいかな

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

る地域でも第3者によって実施することが出来る。

第2項—部分と部品が、既に表面処理されていることが証明できる購入された原材料から加工されたメタル部品の、亜鉛メッキ、クロムメッキ、ニッケルメッキ、アルマイト処理及び、その他の表面処理の工程の実施は免除される。

第3項—プレコーティングメタル—PCM タイプの塗装を使用していることが証明できるメタル部品への、段“f”に規定されている生産工程の実施は免除される。

I V — (4号) 鍛造部分及び部品

- a) 切断；
- b) 過熱；
- c) 成形；
- d) 熱処理（焼き入れ及び、焼き戻し）；
- e) 仕上げ；及び
- f) 組立、適用に従って。

V — (5号) 機械加工部分及び部品

- a) 機械加工；
- b) 溶接、適用に従って；
- c) 表面処理、熱処理又は、薬品浸透、適用に従って；
- d) バフ、適用に従って；
- e) 塗装、適用に従って；及び
- f) 組立、適用に従って。

V I — (6号) 溶接部分及び部品

- a) 溶接；
- b) 機械加工、適用に従って；
- c) 表面処理、熱処理又は、薬品浸透、適用に従って；
- d) バフ、適用に従って；
- e) 塗装、適用に従って；及び
- f) 組立、適用に従って。

V I I — (7号) 表面処理部分及び部品

- a) 表面処理；及び
- b) 組立、適用に従って。

V I I I — (8号) プラスチック射出成型部分及び部品

- a) プラスチック射出成型；
- b) 塗装、適用に従って；及び
- c) 組立、適用に従って。

I X — (9号) 塗装部分及び部品

- a) 塗装；
- b) 組立、適用に従って。

X — (10号) 調製（仕立て）部分及び部品

- a) 型取り；
- b) マーキング；
- c) 裁断；

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- d) 裁縫、接着及び/又は、溶着；及び
- e) 仕上げ。

X I - (11号) フロント ショックアブソーバー

- a) アウターシリンダーの鋳造；
- b) インナーシリンダーの加工；
- c) バフ；
- d) 表面処理、適用に従って；
- e) ニス塗布、適用に従って；
- f) アウターへのインナーシリンダーの取り込み；
- g) ゴムシールとリングの組み付け；
- h) ユニットの漏れテスト；
- i) ゴムトリム又は、ゴムアコーディオンブーツの取り付け；
- j) ダンパーオイルの注入；及び
- l) スプリングとフォーク用ネジの取り付け。

X I I - (12号) リア ショックアブソーバー

- a) ロッドの機械加工；
- b) ケースの機械加工；
- c) ケースへのスプリング調製ストッパーの溶接；
- d) カバーへのアッパーブラケットの溶接；
- e) ケースへのカバーの溶接；
- f) 表面処理；
- g) ロッドへのピストン組立；
- h) ケースへのインナーパイプの挿入；
- i) スプリング高さアジュースターの取り付け；
- j) インナーパイプへのピストン付きロッドの組み立て；
- k) オイル注入；
- l) ターミナルシートの取り付け；
- m) シーリング；
- n) 圧縮テスト；
- o) ショックアブソーバーボディーのブラケットへのブッシュ組み立て；
- p) ショックアブソーバーボディーへのアウタースプリングの取り付け；及び
- q) ショックアブソーバーボディーへのローアブラケット固定。

X I I I - (13号) ガス入りリア ショックアブソーバー

- a) ショックアブソーバーボディーへのスプリングガイド、ダストガードとスプリングシートの取り付け；
- b) ゴムストッパー、リミッターシートの取り込み；
- c) ショックアブソーバーボディーへのローアブラケットの固定；
- d) スプラインの嵌め込み；
- e) ショックアブソーバーボディーへのスプリング調製ストッパー及び/又はストッパーリングの固定；及び
- f) 圧縮テスト。

X I V - (14号) バルブコマンド用カムツリー (カムシフト)

- a) 機械加工（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) 熱処理、適用に従って（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- c) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部分の組み立て；及び
- d) 調整。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、251ccから449ccまでのオートバイ及び、ス

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

クーターには、段“a”及び、“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XV－（15号）シート

- a) ベースのプラスチック射出成形；
- b) スポンジの鋳抜き（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- c) カバーの仕立て（型取り、マーキング、裁断、裁縫及び、仕上げ）；
- d) 最終組立；及び
- e) 仕上げ；適用に従って。

単項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、251ccから449ccまでのオートバイ及び、スクーターには、段“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XVI－（16号）イグニッションコイル

- a) センターボビンへの銅線の巻き線；
- b) ニス又は、樹脂の塗布（絶縁材）；
- c) コイルの組立；
- d) カプセル入れ；及び
- e) 電線、シーリングスリーブ、端子、コネクタ及び/又は、サブレッサーの取り付け、適用に従って。

XVII－（17号）電力コイル

- a) センターボビンへの銅線の巻き線；
- b) 絶縁テープ及び、ニス又は、樹脂の塗布（絶縁材）；及び
- c) コネクタ及び/又は、ターミナル付き又は、なしの線材、ケーブル及び/又は、ハーネスの取り付け、適用に従って。

XVIII－（18号）ライトコイル

- a) センターボビンへの銅線の巻き線；
- b) ニス又は、樹脂の塗布（絶縁材）；及び
- c) コネクタ及び/又は、ターミナル付き又は、なしの線材、ケーブル及び/又は、ハーネスの取り付け、適用に従って。

XIX－（19号）パルサーコイル

- a) コネクタ付き又は、なしのセンターボビンへの銅線の巻き線；
- b) 絶縁テープ及び、ニス又は、樹脂の塗布（絶縁材）；
- c) カプセル入れ、適用に従って；及び
- d) コネクタ付き又は、なしの線材、ケーブル及び/又は、ハーネスの取り付け、適用に従って。

XX－（20号）オイルポンプ

- a) ケース、ボディー、プレート、ローター及び、カバーの鋳造（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) ポンプボディーへの下記部分と部品の組み立て：
 1. インナー及び、アウターローター；
 2. プレートの固定；
 3. シャフト；
 4. シャフトへのギヤ；及び
 5. カバー。

XXI－（21号）燃焼エンジン用キャブレター（オートサイクル）

- a) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部分の組立。

XXII－（22号）電気線材（ハーネス）、コネクション部品付き

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- a) 決められた寸法への線材又は、ケーブルの切断；
- b) 線材又は、ケーブルのストリッパー；
- c) ケーブルのメッシュ巻き付け；
- d) ケーブル又は、線材への端子のハンダ付け及び/又は、クランプ、適用に従って；
- e) コネクターのレセプタクル（ハウジング）への端子の挿入及び、固定、適用に従って；
- f) コネクターのレセプタクル（ハウジング）の端子へのケーブル又は、線材のハンダ付け、適用に従って；
- g) ケーブル又は、線材への電気及び/又は、電子部品のハンダ付け及び/又は、クランプ、適用に従って；
- h) ケーブル又は、線材への電気及び/又は、電子部品の組み立て、適用に従って；及び
- i) ブラケット、ホルダー、バインバー、インシュレーター、シール、ソケット及び/又は、スペーサーの取り付け、適用に従って。

単項—段“h”及び“i”に規定されている生産工程は西部アマゾン地域に限って第3者によって実施できる。

XXIII – (23号) ブレーキ キャリパーユニット

- a) ブリーダーへのカバー挿入；
- b) ピストンへのオイルリング及びシールの挿入；及び
- c) 次の段階からなるキャリパーボディの製造、（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）：
 - 1. 鋳造；
 - 2. 機械加工、適用に従って；
 - 3. 表面処理；及び
 - 4. 仕上げ
- d) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部分の、キャリパーボディへの組み立て。

単項—段“c”に規定されている生産工程の実施は下記の生産日程に対応すること：本“省間条例”の公布日から：

2014	2015	2016
40%	50%	60%

XXIV – (24号) フロント及び、リア ブレーキ マスターシリンダーユニット

- a) 次の段階からなるマスターシリンダーボディの製造、（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）：
 - 1. 鋳造；
 - 2. 機械加工、適用に従って；及び
 - 3. 仕上げ。
- b) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部分の組み立て。

単項—本“省間条例”の公布日から12カ月の期間は、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XXV – (25号) フューエル供給ユニット

- a) エアフィルターの次のコンポーネントのプラスチック射出成形；ケース、プロテクター、サポート及び、カバー；
- b) カバーへのエアダクト組み立て；
- c) ケースへのコンダクター組み立て；
- d) カバーとケースへのトリムの組み立て；
- e) ケースへのフィルターエレメントの嵌め込み；
- f) ケースへのカバー固定；
- g) ドレインパイプの組み立て及び、カバーへの挿入；
- h) フィルターへのトリム組み立て；

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- i) フィルターへのブラケット組み立て；
- j) フューエルポンプへのフィルター組み立て；
- k) ポンプへのフューエルパイプの組み立て；
- l) 次の段階からなるイグニッション装置（C D I）の組み立て：
 1. ケースのプラスチック射出成形、適用に従って；
 2. プリント回路基板への電子部品の挿入、ハンダ付け及び/又は、接着；
 3. プリント回路基板の導通テスト；
 4. プラスチック又は、メタルケース（レセプタクル）へのプリント回路基板の固定；
 5. シリカの塗布；
 6. 樹脂（封印材）の塗布；及び
 7. 乾燥；適用に従って。
- m) ボディーへのイグニッション装置（C D I）及び、信号リレーの取り付け。

XXVI – (26号) トランスミッション シャフトユニット

- a) トランスミッションシャフトの機械加工；
- b) 表面処理；及び
- c) ギヤの組み立て。

XXVII – (27号) シフトセレクト シャフトユニット

- a) 次の段階からなるセレクトシャフトボディーの製造、（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）：
 1. 機械加工；
 2. 表面処理、適用に従って；及び
 3. 仕上げ、適用に従って。
- b) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部分の組立。

単項一本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XXVIII – (28号) スターター電子ユニット

- a) ケースのプラスチック射出成形；
- b) 次の段階からなるコイルの下加工、（適用に従って）：
 1. センターボビンへの銅線の巻き線；
 2. ニス又は、樹脂（絶縁材）の塗布；及び
 3. コイルの組み立て。
- c) イグニッションモジュールへのコイルハンダ付け、適用に従って；
- d) プラスチックケース（レセプタクル）へのコイル又は、コイルユニット/イグニッションモジュールの組み立て；
- e) 樹脂（封印材）の塗布；及び
- f) コネクター付き又は、なしの線材、ケーブル及び/又は、電気ハーネルの取り込み、適用に従って。

XXIX – (29号) キャブレター及び電気バッテリー付きエアフィルターユニット

- a) エアフィルターの次のコンポーネントの射出成形；ケース、プロテクター、サポート及び、カバー（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) エアフィルターカバーへのエアダクトの組み立て；
- c) エアフィルターケースへのコンダクターの組み立て；
- d) エアフィルターカバーとケースへのトリムの組み立て；
- e) エアフィルターケースへのフィルターエレメントの嵌め込み；
- f) エアフィルターケースへのカバー固定；
- g) ドレインパイプの組立及び、エアフィルターカバーへの組み立て；
- h) フィルターへのトリム組み立て；
- i) エアフィルターケースへのツール及び、ヒューズボックスの取り込み；
- j) キャブレターの組み立て；

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- k) エアフィルターへのキャブレターの取り込み；
- l) キャブレターへのフューエルパイプの組み立て；及び
- m) エアフィルターハイジニングへの電気バッテリーの固定。

XXX – (30号) ハンドルユニット

- a) 次の段階からなるハンドルの製造、(450cc以下のオートバイ及び、とスクーター向け)：
 1. パイプの切断及び/又は、曲げ；
 2. プレス加工、適用に従って；
 3. 溶接、適用に従って；
 4. 機械加工、適用に従って；
 5. 表面処理及び/又は、塗装；及び
- b) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部分の組み立て。

単項 – 本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、段“a”のアイテム“1”、“2”、“4”及び、“5”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XXXI – (31号) ヘッドライト及び、計器パネル付きハンドルユニット

- a) 次の段階からなるハンドルの製造：
 1. パイプの切断；
 2. プレス加工、適用に従って；
 3. 溶接、適用に応じて；
 4. 機械加工、適用に応じて；
 5. 表面処理及び/又は、塗装；及び
 6. コンポーネントの基本的レベルに完全に分解された部分の組立。
- b) 次の段階からなるヘッドライトの製造：
 1. プラスチック部品の射出成形；
 2. プラスチック部品の塗装又は、メタリック処理、適用に従って；及び
 3. コンポーネントの基本レベルに完全に分解された電気及び、メカ部品の組立、適用に従って。
- c) 次の段階からなるメーターパネルの製造：
 1. ケース、キャビネット及びファインダーのプラスチック射出成形（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）、適用に従って；
 2. 目盛り板の印刷（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）。
- d) 次の段階からなるタコメーターの製造（適用に従って）：
 1. 目盛り板の印刷、適用に従って（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
 2. タコメーター又は、タコメーター/フューエルメーターのメカニズムへの目盛り板の固定、適用に従って；
 3. ポインターの挿入、適用に従って；
 4. タコメーターのポインターのレストピンの挿入、適用に従って；及び
 5. プリント回路基板への電気及び、電子部品の組み立て、適用に従って；
 6. 組立済みプリント回路基板の取り付け、適用に従って。
- e) 次の段階に従ってスピードメーターの製造（適用に従って）：
 1. 目盛り板の印刷、適用に従って（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
 2. スピードメーター/オドメーターのメカニズムへの目盛り板の固定、適用に従って；
 3. ポインターの挿入、適用に従って；
 4. ポインターのレストピンの挿入、適用に従って；
 5. プリント回路基板への電気及び、電子部品の組み立て、適用に従って；及び
 6. 組立済みプリント回路基板の固定、適用に従って。
- f) 次の段階からなるスピードメーター/オドメーターの組み立て（適用に従って）：
 1. メカニズムへの目盛り板の固定；
 2. ポインターの挿入；及び
 3. ポインターのレストピンの挿入、適用に従って。
- g) 次の段階からなる最終組み立て：
 1. ローケースへの、スピードメーター、フューエルメーター及び/又は、タコメーターの固定、適用に従って；
 2. ローケースへのランプの取り付け、適用に従って；及び

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- 3. ロアーケースへのキャビネットの固定。
- h) ユニットの形成するためのメーターパネル、ハンドル及びヘッドライトの合体化。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、段“a”のアイテム“1”、“2”、“4”と“5”、段“b”のアイテム“1”と“2”、段“c”のアイテム“2”、段“d”と“e”のアイテム“1”と“5”、に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、251ccから449ccまでのオートバイ及び、スクーターには、段“c”のアイテム“1”と“2”、段“d”と“e”のアイテム“1”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XXXII – (32号) スターターマグネット (リレー) ユニット

- a) 次の段階からなるスターターマグネットスイッチ (リレー) の製造：
 - 1. センターボビンへの銅線の巻き線；
 - 2. 端子のハンダ付け又は、圧着；
 - 3. ボディーへの次のコンポーネントの組み立て；シールド板、リターンズプリング、コア、コイル及び、ブリーチ；及び
 - 4. ベースへの次のコンポーネントの組み立て、接触板、ターミナル、ナット及び、ヒューズ。
- b) 次の段階からなるスターターマグネットスイッチ (リレー) への組み立て：
 - 1. クッションラバーの組み込み、適用に従って；
 - 2. ターミナル及び、ヒューズ付きサポーターの組み込み、適用に従って；
 - 3. バテリーからのスターターケーブルの結線、適用に従って；及び
 - 4. ベースボディーの組み立て (封印)。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XXXIII – (33号) リアフィンダー又は、テール又は、泥よけユニット

- a) リアフェンダー、テール又は泥よけのプラスチック部品の成形；
- b) リアフェンダー、テール又は泥よけのプラスチック部品の塗装、適用に従って；及び；
- c) 次の段階からなるテールパンプの製造、適用に従って：
 - 1. プラスチック部品の成形；
 - 2. プラスチック部品の塗装又は、メタリック処理；及び
 - 3. コンポーネントの基本レベルに完全に分解された電気及び、メカ部品の組立、適用に従って。
- d) 次の段階からなる反射板の製造：
 - 1. レンズとベースの成形；及び
 - 2. レンズとベースの一体化。
- e) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された電気及び、メカ部品の組立、適用に従って。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、段“a”から“d”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XXXV – (34号) ウォーターラジエター (又は、冷却システム)

- a) ホースの製造；
- b) ラジエターへのラバークッション組み立て；
- c) ラジエターへのブッシュ組み立て；(備考；鉄でない他の材料の物でも良い)
- d) サーモスタットスイッチへの規定トルクの適用；
- e) サーモスタットの端子の接続；及び
- f) ホース及び、パイプの組立、適用に従って。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、第XXXIV (34) 号の段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

第2項—第XXXIV(34)号の段“a”に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは国内のいかなる地域でも第3者によって実施することが出来る。

XXXV—(35号) エンジンオイル リザーブタンクユニット

- a) パイプへのクリップ組み立て；及び
- b) オイルリザーバーへのパイプ組み立て。

XXXVI—(36号) ドライブチェーン

- a) インナー及び、アウターパネルのプレス加工；
- b) ピンの切断及び、成形；
- c) メタリックテープ又は、ソリッドブッシングから、メタル丸棒からの打ち抜きからのロールブッシュの製造、それぞれの場合に従って；
- d) ピンの面取り；
- e) ブッシングのパレル研磨、適用に従って；
- f) プレート、ブッシング、ピン及び、ロールの熱処理；
- g) プレート、ブッシング、ピン及び、ロールのパフ；
- h) ピンのリベットによるチェーンの組み立て；及び
- i) 継ぎ手リンクによるチェーンの閉鎖、適用に従って。

第1項—段“h”及び“i”に規定されている生産工程は第三者に委託することはできない。

第2項—マナウス・フリー・ゾーンのみで取引されている250cc以上のオートバイ向けのドライブチェーンの場合は、カレンダー年度のドライブチェーンの総生産数量の3%を限度として、基本生産工程は次のようにする；

- I—ロールに組み立てられたチェーンの指定寸法での切断；
- II—継ぎ手リンクを使用してのチェーンの閉鎖。

第3項—ソリッドブッシングに関してのみ、段“c”、さらに段“f”及び“g”規定されている、冷間打ち抜きからのソリッドブッシングの製造は一時的に免除する。

XXXVII—(37号) エアーサブフィルターユニット

- a) 部品のプラスチック成形；
- b) フィルターエレメントの製造；及び
- c) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部分の組み立て。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、段“a”及び“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—段“b”に規定されている工程に関する生産又は、オペレーションは国内のいかなる地域でも第3者によって実施することが出来る。

XXXVIII—(38号) シフトセレクト ドラムユニット

- a) 次の段階からなるシフトセレクトドラムの製造：
 - 1. 鋳造；
 - 2. 機械加工；
 - 3. 溶接、適用に従って；
 - 4. 熱処理、適用に従って；及び
 - 5. 組立、適用に従って。
- b) 次の段階からなるシフトセレクトユニットの組み立て：
 - 1. ドラムへのフォークの組み立て；
 - 2. ドラムへのガイドピンの組み立て；及び
 - 3. ドラムへのローターの組み立て。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—段“b”のアイテム“1”に規定されている工程に関する生産又は、オペレーションは国内のいかなる地域でも第三者によって実施することが出来る。

XXXIX—(39号) クランクユニット

- a) クランクの製造（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）：
 1. 切断；
 2. 過熱；
 3. 成形；
 4. 熱処理（焼き入れ及び、焼き戻し）；
 5. 機械加工；及び
 6. 仕上げ。
- b) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部分の組み立て；及び
- c) 調整。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XL—(40号) 燃焼エンジン用コンデンサー放電式イグニッション装置 (CDI)

- a) 部品のプラスチック成形；
- b) プリント回路基板へのコンポーネントの組み立て及び、ハンダ付け及び/又は、接着；
- c) プリント回路基板の導通テスト；
- d) プラスチック又は、メタリックボックス（レセプタクル）へのプリント回路基板の固定・
- e) シリカ塗布、適用に従って；
- f) 樹脂（封印材）の塗布；及び
- g) 乾燥、適用に従って。

XLI—(41号) 盗難防止装置

- a) プリント回路基板への電気及び電子コンポーネントの組み立て；
- b) プラスチック部分の射出成形；
- c) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された電気及び、メカ部分の組み立て；及び
- d) 最終製品を形成するためのプリント回路基板及び、その他の部分の取り込み。

XLII—(42号) 遠芯クラッチ

- a) 遠芯クラッチの製造（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）：
 1. プレーットのプレス加工；
 2. 機械加工；及び
 3. 仕上げ。
- b) 次の段階からなるクラッチのインナーケースの組み立て：
 1. ギヤの組み込み；
 2. リベット留め；
 3. リテンションキャップの取り付け；
 4. ワンウエークラッチの取り付け；
 5. リングの取り付け；及び
 6. ローラーの取り付け。
- c) 次の段階からなるクラッチのプライマリープレートの組み立て；
 1. バランサーウエートの取り付け、適用に従って；
 2. クッションの取り込み；及び
 3. リターンスプリングの取り込み。
- d) 最終組立。

単項—年間15万個を限度として、段“a”に規定されている生産工程の実施を免除する。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

XLIII – (43号) フリックシヨククラッチ

- a) アウターケースの製造（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）：
 - 1. クラッチのアウターケースの鋳造；
 - 2. クラッチのアウターケースの機械加工；及び
 - 3. 仕上げ。
- b) 次の段階からなるクラッチのアウターケースの組み立て：
 - 1. クッション及び/又は、スプリングの組み込み；
 - 2. ギヤの組み込み；及び
 - 3. 固定プレートの組み込み。
- c) 次の段階からなるクラッチのセンターハブの組み立て：
 - 1. フリックシンデスクの組み込み；
 - 2. セパレータープレートの組み込み；
 - 3. プレッシャープレートの組み込み；及び
 - 4. 可動プレートの組み込み
- d) クラッチのアウターケースへのセンターハブの組み立て。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、段“a”のアイテム“2”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XLIV – (44号) ジュエネレータ（オルタネータ）のステーター

- a) メタリックベースへの電気センサーの組み立て、適用に従って；
- b) メタリックベースへのコイルの組み立て、適用に従って；
- c) コイルの電極への電気ケーブル端子のハンダ付け；及び
- d) メタルベースへのオイルシール及び、ゴムリングの取り付け、適用に従って。

XLV – (45号) ヘッドライト

- a) プラスチック部品の射出成形；
- b) プラスチック部品の塗装又は、メタリック処理、適用に従って；及び
- c) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された電気及び、メカ部分の組み立て、適用に従って。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月の期間は、段“a”及び、“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

XLVI – (46号) エアーフィルター

- a) プラスチック部分及び、部品の射出成形又は、ブロー成形、（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；及び
- b) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部品の組み立て。

第1項—401cc から449cc までのオートバイ及び、スクーターに関しては、段“a”及び、本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—本“省間条令”の公布日から18カ月間の期間、段“a”に規定されているブロー成形の生産工程に関する生産及び、オペレーションの実施は免除される。

XLVII – (47号) ジェネレータ（オルタネータ/ダイナモ）

- a) 次の段階からなるローターの組み立て：
 - 1. ローターケースへのマグネット、フェライト及び/又は、スペーサーの組み立て；
 - 2. 過熱；

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

3. 接着剤の塗布、適用に従って；
 4. ローターケースのタブのプレス（封印）、適用に従って；
 5. ローターケースハブの固定、適用に従って；
 6. ローターのイグニッションポイントの機械加工、適用に従って；
 7. マグネット固定プレートの機械加工、適用に従って；及び
 8. ローターのバランス調製と着磁。
- b) 次の段階からなるステーターの組み立て；
1. メタリックベースへの電気センサーの組み立て、適用に従って；
 2. メタリックベースへのコイルの組み立て、適用に従って；
 3. コイルの電気極への電気ケーブル端子のハンダ付け；及び
 4. ステーターベースへのオイルシール及び、ゴムリングの接着、適用に従って。
- c) 次の段階からなる最終組み立て；
1. 製品ボディーへの他のコンポーネントの組み立て、適用に従って；
 2. ステーターへのローター組み込み。

XLVIII – (48号) スタートマグネットスイッチ（リレー）

- a) センターボビンへの銅線の巻き線；
- b) 端子のハンダ付け又は、圧着；
- c) スイッチボディーへの次のコンポーネントの組み立て、シールド板、リターンスプロング、コアー、コイル及び、ブリーチ；
- d) ベースへの次のコンポーネントの組み立て、グロメット、接触板、端子、ナット及びヒューズ固定板；及び
- e) ベースボディーの組み立て（封印）。

XLIX – (49号) メーターパネルのフューエルメーターのディスプレイ ユニット

- a) 目盛板の印刷（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) メカニズモへの目盛板の固定；
- c) 針の挿入；及び
- d) メカニズモへの抵抗の固定。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、251ccから449ccまでのオートバイ及び、スクーターに関しては、段“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

L – (50号) 燃焼エンジン（オットーサイクル）

- a) ヘッドの鋳造、（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) ヘッドカバーの鋳造、（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- c) エンジンケース及び、左右カバーの鋳造、（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- d) シリンダーの鋳造、（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- e) クランクのコネクションロッドの機械加工、（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）
- f) ケース、ヘッドの塗装、適用に従って（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；及び
- g) 部分及び、部品からの組み立て。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、251ccから449ccまでのオートバイ及び、スクーターに関しては、段“a”から“f”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LI – (51号) スターターモーター

- a) 次の段階からなる電気ハーネスの製造、（適用に従って）：

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

1. 決められた寸法への線材又は、ケーブルの切断；
 2. 線材又は、ケーブルのストリッパー；
 3. ケーブルのメッシュの巻き付け；
 4. ケーブル又は、線材への端子のハンダ付け及び/又は、圧着、適用に従って；
 5. コネクターのレセプタクル（ハイジング）への端子の挿入と固定、適用に従って；
 6. コネクターのレセプタクル（ハイジング）の端子へのケーブル及び、線材のハンダ付け、適用に従って；
 7. ケーブル及び、線材への電気及び/又は、電子部品のハンダ付け及び/又は圧着、適用に従って；
 8. ケーブル及び、線材への電気及び/又は、電子部品の組み立て；及び
 9. ブラケット、ホルダー、クランプ、インシュレーター、シール、ソケット及び/又は、スパーサーの組み込み、適用に従って。
- b) 次の段階からなるブラシのプラスチックブラケットの組み立て；
1. スプリングの固定；及び
 2. ブラシの固定。
- c) 次の段階からなるカバーの組み立て；
1. カバーへのベアリング及び/又は、ブッシュの圧入、適用に従って；
- d) 次の段階からなるローターの組み立て；
1. ローターシャフトへのコア圧入；
 2. シャフトへのコミテーターの組み立て；
 3. 線の巻き線；
 4. コイルのカプセル入れ；及び
 5. 乾燥。
- e) リアカバーへのターミナルネジ、ブッシュブラケット及び、ローターの組み立て；
- f) フロントカバーへのインシュリングの組み立て；
- g) モーターボディーへのフロントカバーの固定（封印）；
- h) モーターへの電気ケーブルの接続、適用に応じて。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—カレンダー年度の生産数量をベースとして、地域の生産の最低50%は、段“a”に規定されている生産工程は守らなければならない。

L I I – (52号) メーターパネル

- a) ケース、キャビネット及び、ファインダーのプラスチック成形、適用に従って（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) 次の段階からなるスピードメーター/オドメーターの製造；
1. 目盛板の印刷、適用に従って（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
 2. スピードメーター/オドメーターのメカニズムへの目盛板の固定、適用に従って；
 3. ポインターの挿入、適用に従って；
 4. ポインターのレストピンの挿入、適用に従って；
 5. プリント回路基板への電気及び、電子コンポーネントの組み立て、適用に従って；
 6. コントロールプリント回路基板の固定、適用に従って。
- c) 次の段階からなるタコメーター/フューエルメーターの製造（適用に従って）；
1. 目盛板の印刷、適用に従って（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
 2. タコメーター/フューエルメーターのメカニズムへの目盛板の固定、適用に従って；
 3. ポインターの挿入、適用に従って；
 4. タコメーターのポインターのレストピンの挿入、適用に従って；
 5. プリント回路基板への電気及び、電子コンポーネントの組み立て、適用に従って；
 6. 組立済プリント回路基板の固定、適用に従って。
- d) 次の段階からなる最終組立；
1. アンダーケースへのスピードメーター、フューエルメーター及び/又は、タコメーターの

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- 固定；
- 2. アンダーケースへのランプの取り付け、適用に従って；
- 3. アンダーケースへのキャビネットの固定；及び
- 4. 操作及び、電気動作のテスト。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“b”と“c”のアイテム“5”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、251ccから449ccまでのオートバイ及び、スクーターに関しては、段“a”、及び、251ccから449ccまでのオートバイ及び、スクーターに関しては、段“b”と“c”のアイテム“1”に規定されている生産工程の実施は免除される。

L I I I — (5 3 号) オイルラジエター

- a) ホースの製造；
- b) ラジアドールカバーのプラスチック成形又は、プレス加工；
- c) 次の段階からなるラジエターの製造：
 - 1. メタルパイプの切断；
 - 2. ステッキの成形のためのメタルパイプの曲げ；
 - 3. フィン作成のためのアルミ板のプレス加工；
 - 4. ブラケット枠成形のためのメタル板の切断、プレス加工及び、曲げ；
 - 5. ターミナルボディのメタルパイプの切断、適用に従って；
 - 6. ターミナル接続のメタルパイプの切断、適用に従って；
 - 7. ターミナルボディ及び、ターミナル接続の曲げ、適用に従って；
 - 8. 出口及び、入口のターミナルを形成するため、ターミナル及び、接続の接続、適用に従って；
 - 9. フィンパッケージへのメタルパイプの組み立て；
 - 10. ブラケット枠へのメタルパイプで構成されたユニット及びフィンパッケージの組み立て；
 - 11. 回路を閉鎖するために、バンド及びコレクトルから成る補足コンポーネントの組立；及び
 - 12. コンポーネントの溶接。
- d) ホース及び、キャップの組み立て。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”、“b”及び、“c”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—段“a”及び、“c”に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは国内のいかなる地域でも第三者によって実施することが出来る。

第3項—段“b”に規定されている成形又は、メタルプレス加工の生産工程に関する生産又は、オペレーションは国内のいかなる地域でも第三者によって実施することが出来る。

L I V — (5 4 号) 電圧レギュレーター

- a) 端子付きコネクターのプラスチック射出成形；
- b) ヒートシンクへの2次コントロールモジュールとコネクターの合体化、1次コントロールモジュールと一緒に；
- c) 2次コントロールモジュールのメタル端子及び、コネクターのメタル端子の1次コントロールモジュールのメタル端子への溶接、適用に従って；及び
- d) 樹脂による封印。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

単項—段“a”に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは国内のかなる地域でも第三者によって実施することが出来る。

L V — (5 5 号) スポークホイール リム (フロント及び、リア)

- a) リムの製造 (4 5 0 cc 以下のオートバイ及び、スクーター向け) :
 - 1. ホイールリムの成形、切断及び、溶接 ;
 - 2. 機械加工 ; 及び
 - 3. 表面処理。
- b) 下記の工程からなる組み立て :
 - 1. ハブへのベアリング、オイルシール及びスペーサー ;
 - 2. ハブとリムへのスポーク ;
 - 3. リムへのニップル ;
 - 4. 芯だし ;
 - 5. リムへのプロテクターバンド、適用に従って ; 及び
 - 6. ホイールへのスプロケット、適用に従って

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、401ccから449ccまでのオートバイ及び、スクーターに関しては、段“a”、に規定されている生産工程の実施は免除される。

L V I — (5 6 号) キャストホイール リム (フロント及び、リア)

- a) リムの製造 (4 5 0 cc 以下のオートバイ及び、スクーター向け) :
 - 1. 鋳造 ;
 - 2. 熱処理 ;
 - 3. 機械加工 ;
 - 4. 表面処理、適用に従って。
- b) 下記の工程からなる組み立て :
 - 1. ハブへのベアリング、オイルシール及びスペーサー ;
 - 2. 芯だし ;
 - 3. リムへのプロテクターバンド、適用に従って ; 及び
 - 4. ホイールへのスプロケット、適用に従って。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、401ccから449ccまでのオートバイ及び、スクーターに関しては、段“a”、に規定されている生産工程の実施は免除される。

L V I I — (5 7 号) スポークホイール (フロント及び、リア)

- a) タイヤの製造 (4 5 0 cc 以下のオートバイ及び、スクーター向け) ;
- b) エアーチューブの製造、適用に従って (4 5 0 cc 以下のオートバイ及び、スクーター向け) ;
- c) リムの製造 (4 5 0 cc 以下のオートバイ及び、スクーター向け) :
 - 1. ホイールリムの成形、切断及び溶接 ;
 - 2. 機械加工 ; 及び
 - 3. 表面処理。
- d) 次の工程からなる組み立て :
 - 1. ハブへのベアリング、オイルシール及びスペーサー ;
 - 2. ハブとリムへのスポーク ;
 - 3. リムへのニップル ;
 - 4. 芯だし ;
 - 5. リムへのプロテクターバンド、適用に従って ;
 - 6. エアーチューブ ;
 - 7. リムへのタイヤ ;
 - 8. ホイールへスプロケット ; 及び

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- e) バランス取り。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”及び、“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—段“a”及び、“b”に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは国内かなる地域でも第三者によって実施することが出来る。

第3項—段“b”に規定されている生産工程に関する生産又は、国内での製造が効果的証明できるまでは、一時的に免除される。

L I I I — (5 8 号) キャストホイール (フロント及び、リア)

- a) タイヤの製造 (450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け) ;
- b) エアーチューブの製造、適用に従って (450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け) ;
- c) リムの製造 (450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け) :
1. 鋳造 ;
 2. 熱処理 ;
 3. 機械加工 ; 及び
 4. 表面処理、適用に従って。
- d) ホイールスペーサーの製造 :
1. 切断 ;
 2. 機械加工 ; 及び
 3. 表面処理、適用に従って。
- e) ドライブスプロケット製造 (450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け) :
1. プレス加工 ;
 2. 機械加工 ;
 3. 熱処理 ;
 4. 表面処理又は、塗装、適用に従って。
- f) 次の段階からなるホイールの組み立て :
1. セパレーターとベアリング ;
 2. リムへのエアーバルブ、適用に従って ;
 3. エアーチューブ、適用に従って ;
 4. リムへのタイヤ ;
 5. ユニットのバランス取り ;
 6. ブレーキディスク又は、ドラム ;
 7. スプロケットフランジ、適用に従って ;
 8. リアフォークのブラケット、適用に従って ; 及び
 9. リアフォークのブラケット、適用に従って。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”、“d”及び、“e”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—段“a”、“b”、“d”、及び、“e”に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは国内のかなる地域でも第三者によって実施することが出来る。

第3項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、251ccから449ccまでのオートバイ及び、スクーターに関しては、段“c”、に規定されている生産工程の実施は免除される。

第4項—段“b”に規定されている生産工程に関する生産又は、国内での製造が効果的証明ができるまでは、一時的に免除される。

L V I X — (5 9 号) ジェネレーター (オルタネータ) 用ローター

- a) ローターケースへのマグネット、フェライト及び/またはスペーサーの組み立て :

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- b) 接着剤の塗布、適用に従って；
- c) ローターケースのタブのプレス（封印）、適用に従って；
- d) ローターケースへのハブの固定、適用に従って；
- e) ローターのイグニッションポイントの機械加工、適用に従って；
- f) マグネット固定板の機械加工、適用に従って；
- g) ローターのバランス取り及び、着磁；及び
- h) 電気ハーネスの製造；
 - 1. 決められた寸法への線材又は、ケーブルの切断；
 - 2. 線材又は、ケーブルのストリッパー；
 - 3. ケーブルのメッシュ巻き
 - 4. ケーブル又は、線材への端子のハンダ付け及び/又は、圧着、適用に従って；
 - 5. コネクターのレセプタクル（ハウジング）への端子挿入及び、固定、適用に従って；
 - 6. ネクターのレセプタクル（ハウジング）の端子への線材又はケーブルのハンダ付け、適用に従って；
 - 7. ケーブル又は、電線への電気及び/又は、電子コンポーネントのハンダ付け及び/又は、圧着、適用に従って；
 - 8. ケーブル又は、電線への電気及び/又は、電子コンポーネントの組み立て、適用に従って、及び；
 - 9. ブラケット、ホルダー、クランプ、インシュレーター、シール、ソケット及び/又は、スペーサーの組み付け、適用に従って。
- i) ステーターへの電気ハーネスの組み立て。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“h”に規定されている生産工程の実施は免除される。

L X — (60号) フューエルレベルセンサー

- a) メタルロッドの製造；
- b) センサーユニットへのメタリックロッドの取り付け；
- c) 端子付き線材の製造；
- d) センサーユニットへの端子付き線材の取り付け；
- e) メタリックロッドの高さ検査；
- f) メタリックロッドへのフロート取り付け；及び
- g) 仕上がった最終製品の検査。

第1項—カレンダー年度での生産台数60万個の生産を限度として段“a”、及び80万個の生産を限度として段“c”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—第1項に記載されている年間生産個数限度以後、段“a”に規定されている生産工程の生産及びオペレーションの実施は国内のいかなる地域でも第三者によって実施することができる。

L X I — (61号) 燃焼エンジン（オートサイクル） ヘッド サブユニット

- a) 次の段階からなる燃焼エンジンヘッドの製造（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
 - 1. 燃焼エンジンヘッドの鋳造；
 - 2. 機械加工；
 - 3. 表面処理、適用に従って；及び
 - 4. 塗装、適用に従って。
- b) バルブロッドへのシール組み立て、適用に従って；
- c) 次の段階からなるエンジンヘッドの組み立て；
 - 1. 吸気バルブの取り付け；
 - 2. 排気バルブの取り付け；
 - 3. 吸気バルブのスプリングの取り付け；
 - 4. バルブスプリングシート取り付け；

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

5. 排気バルブのスプリングの取り付け；および
 6. バルブキーの取り付け、適用に従って。
- d) スタッドの固定、適用に従って。

単項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

L X I I – (6 2 号) スターターペダルシャフト サブユニット

- a) シャフトの機械加工（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) シャフトへの次のコンポーネントの組み立て：
 1. スタータードライブギア（ピンニオン）；
 2. スラストワッシャー、適用に従って；
 3. スターターラチェット；及び
 4. スプリング、ブッシュ及び、スナップリング。

単項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

L X I I I – (6 3 号) ジェネレーター（オルタネータ/ダイナモ）サブユニット

- a) 次の段階からなるローターの組み立て：
 1. ローターケースへの磁石、フェライト及び/又は、スペーサーの組み立て；
 2. 接着剤の塗布、適用に従って；
 3. ローターケースのタブのプレス（封印）、適用に従って；
 4. ローターケースへのハブの固定、適用に従って；
 5. ローターのイグニッションポイントの機械加工、適用に従って；
 6. マグネット固定板の機械加工、適用に従って；及び
 7. ローターのバランス取り及び、着磁。
- b) 次の段階からなる電気ハーネスの製造：
 1. 決められた寸法への線材又は、ケーブルの切断；
 2. 線材又は、ケーブルのストリッパー；
 3. ケーブルのメッシュ巻き；
 4. ケーブル又は、線材への端子のハンダ付け及び/又は、圧着、適用に従って；
 5. コネクタのレセプタクル（ハウジング）への端子挿入及び/又は、固定、適用に従って；
 6. ネクターのレセプタクル（ハウジング）の端子への線材又はケーブルのハンダ付け、適用に従って；
 7. ケーブル又は、電線への電気及び/又は、電子コンポーネントのハンダ付け及び/又は、圧着、適用に従って；
 8. ケーブル又は、電線への電気及び/又は、電子コンポーネントの組み立て、適用に従って；及び
 9. ブラケット、ホルダー、クランプ、インシュレーター、シール、ソケット及び/又は、スペーサーの組み込み、適用に従って。
- c) 次の段階からなるステーターの組み立て：
 1. メタリックベースへの電気センサーの組み立て、適用に従って；
 2. メタリックベース（又は、燃焼エンジンカバー）へのコイルユニットの組み立て、適用に従って；
 3. コイルの電極への電線の端子ハンダ付け及び；
 4. ステーターベースへのシールとスナップリングの取り付け、適用に従って；
 5. ローターとステーターの合体化；
 6. ジェネレーターへのスタータードライブギアの組み立て；及び
 7. ジェネレーターへのワンウエークラッチの組み立て。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

単項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LXIV – (64号) ハンドル アッパーブラケット サブユニット

- a) アッパーブラケットの鋳造（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) アッパーブラケットの機械加工（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- c) パイロットボックスへのメーターパネルブラケットの組み立て；及び
- d) アッパーブラケットへのブラケットとボックスの組み立て。

単項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”及び、“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LXV – (65号) フットレスト サブユニット

- a) 次の段階からなる450cc以下のオートバイ及び、スクーター向けペダル（ペダルブラケット、ペダル及び、ペダルラバー）の製造：
 - 1. 鋳造、適用に従って；
 - 2. プレス加工、適用に従って；
 - 3. 機械加工、適用に従って；
 - 4. 溶接、適用に従って；及び
 - 5. 表面処理、適用に従って。
- b) 加硫、適用に従って；及び
- c) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部品の組立。

第1項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、201ccから449ccのオートバイ及びスクーター用は、段“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LXVI – (66号) スターターペダル サブユニット

- a) 次の段階からなるスターターペダル（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）：
 - 1. プレス加工；
 - 2. 機械加工；
 - 3. スターターペダルの溶接；
 - 4. 表面処理、適用に従って；
 - 5. 塗装、適用に従って。
- b) 次の段階からなるペダルの組み立て：
 - 1. ペダルのメインボディーのストッパー組み立て；
 - 2. ペダルリンクの組み立て；及び
 - 3. ペダルラバーの組み立て。

単項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、LXVI（66）号、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LXVII – (67号) メーターパネルのタコメーター

- a) 目盛り板の印刷、適用に従って（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- b) タコメーター又は、タコメーター/フューエルメーターのメカニズムへの目盛り板の固定、適用に従って；
- c) ポインターの挿入、適用に従って；
- d) タコメーターのポインターレストピンの挿入；
- e) プリント回路基板へのコンポーネントの組み立て、適用に従って；及び
- f) 組立済プリント回路基板の固定、適用に従って。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“e”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、251ccから449ccのオートバイ及びスクーター用は、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LXVII I-(68号) ラジエーター リザーブタンク

- a) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部品の組立。

LXIX-(69号) ラジエーター サーモスタット

- a) 次の段階からなるラジエーターのサーモスタットの製造：
 1. プレス加工；
 2. 機械加工；及び
 3. 表面処理、適用に従って。
- b) コンポーネントの基本レベルに完全に分解された部品の組立。

単項—LXIX(69号)、段“a”に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは国内のいかなる地域でも第三者によって実施することができる。

LXX-(70号) キー付きシートロック

- a) キーの機械加工；
- b) キーの表面処理；
- c) メタル部分の先端へのプラスチック射出成型（適用に従って）；
- d) シリンダーの組み立て；及び
- e) シートロックの組み立て。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”、“b”及び、“c”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LXXI-(71号) キー付きヘルメットロック

- a) キーの機械加工；
- b) キーの表面処理；
- c) メタル部分の先端へのプラスチック射出成型（適用に従って）；
- d) シリンダーの組み立て；及び
- e) ヘルメットロックの組み立て。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”、“b”及び、“c”に規定されている生産工程の実施は免除される。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

L X X I I – (7 2 号) キー付きハンドルロック

- a) キーの機械加工；
- b) キーの表面処理；
- c) メタル部分の先端へのプラスチック射出成型（適用に従って）；
- d) シリンダーの組み立て；及び
- e) ハンドルロックの組み立て。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”、“b”及び、“c”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—カレンダー年度で25万個までを限度として、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

L X X I I I – (7 3 号) メーターパネル用スピードメーター

- a) 目盛り板の印刷、適用に従って（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) スピードメーター/オドメーターのメカニズムへの目盛り板の固定、適用に従って；
- c) ポインターの挿入、適用に従って；
- d) タコメーターのポインターレストのピンの挿入；
- e) プリント回路基板へのコンポーネントの組み立て、適用に従って；及び
- f) コントロールプリント回路基板の固定、適用に従って。

第1項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“e”に規定されている生産工程の実施は免除される。

第2項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、251ccから449ccのオートバイ及びスクーター用は、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

L X X I V – (7 4 号) マスターシリンダー及び、ブレーキキャリパーからなるユニット

- a) 次の段階からなるブレーキキャリパーボディの製造（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）：
 - 1. 鋳造；
 - 2. 機械加工、適用に従って；
 - 3. 仕上げ；及び
 - 4. 組み立て、適用に従って。
- b) 次の段階からなるブレーキマスターシリンダーボディの製造（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）：
 - 1. 鋳造；
 - 2. 機械加工、適用に従って；
 - 3. 仕上げ；及び
 - 4. 組み立て、適用に従って。
- c) 次の段階からなるブレーキキャリパーの組み立て：
 - 1. ブリーダーの挿入；
 - 2. ピストンの挿入；
 - 3. ガイドピンのキャップの挿入及び、フードの取り付け；
 - 4. ブラケットとインシュレーターの固定；
 - 5. パッドのメタリック板ばねの固定；
 - 6. ブレーキパッドの挿入；
 - 7. パッドプロテクターの取り付け；及び

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

8. シールカバーの挿入。
- d) 次の段階からなるブレーキマスターシリンダーの組み立て：
1. ピストンの挿入；
 2. フルードレベルファイnderの挿入；
 3. ピストンのリターンズプリングとシールワッシャーの挿入；
 4. フルードレベルファイnderのプロテクター挿入；
 5. ダイヤフラムのラバーとプレート及び、リザーバーのキャップ組み立て；
 6. レバー組み立て；
 7. ブレーキスイッチ取り付け；
 8. レバーカバーの組み立て、適用に従って；
 9. メタリックブラケットの組み立て、適用に従って；
 10. クランプ付きマスターシリンダーホースの固定；及び
 11. ピストンドライバーの組み立て。
- e) ブレーキフルードの注入；及び
- f) 圧力試験。

単項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”及び、“b”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LXXV-(75号) スターターモーター用ローター

- a) スターターモーターケースの機械加工（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) ローターシャフトへのコアの圧入；
- c) シャフトへのコミテーターの圧入
- d) 線材の巻き線；及び
- e) コイルのカプセル入れ。

単項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LXXVI-(76号) メーターパネルのフューエルレベルメーター用メカニズム

- a) ブッシングのプレス加工（450cc以下のオートバイ及び、スクーター向け）；
- b) ブッシングのリベット留め；
- c) 磁石のリベット留め；
- d) アンダーケースへのシャフトユニットと磁石の組み立て；
- e) ユニットへのアッパーケース組み立て；
- f) ケースへのブッシング組み立て；
- g) シャフトと磁石ユニットの巻き線；
- h) 抵抗の組み立て；
- i) 端子への銅線と抵抗のハンダ付け；
- j) 回転部の組み立て；及び
- k) インジケーターの組み立て。

単項一本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“a”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LXXVII-(77号) メーターパネルのスピードメーター/オドメーター用メカニズム

- a) メタリックベース（シャーシー）のプレス加工；
- b) メインシャフト、アンダー及びアッパージャーナル、垂直及び水平ピンの機械加工；
- c) 完全に分解されたメカニズムの組み立て；及び

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- d) 最終組み立て。

第1項—カレンダー年度で5万個を限度として、段“a”に規定されているシャーシのプレス加工及び、カレンダー年度で5万個を限度として、LXXVII (77号)、段“b”の規定されているメーンシャフト、アンダー及びアッパージャーナル、垂直及び水平ピンの機械加工の生産工程の実施は免除される。

第2項—第1項に記載された年間生産個数以降は、段“b”に規定されている生産工程に関する生産及び、オペレーションの実施は国内のいかなる地域でも第三者によって実施することができる。

LXXVII (78号) エンジン用エア吸入バルブ

- a) 吸入バルブボディーへのベアリングの圧入；
- b) 吸入バルブボディーへのダイヤフラムの組み立て；
- c) ダイヤフラムのカバー固定；
- d) エア吸入バルブのカバー固定；
- e) 吸入バルブボディーへのリターンバルブ組み立て；及び
- f) リターンバルブカバー固定。

単項—本“省間条令”の公布日から12カ月間の期間、段“c”に規定されている生産工程の実施は免除される。

LXXIX (79号) ドライブチェーン

- a) インナーとアウトプレート及び、ピンのプレス加工からなるチェーン組み立て；
- b) ピンのリベット留めでのチェーン閉鎖；
- c) チェーンひっぱり；
- d) 検査とテスト；及び
- e) 潤滑。

単項—250cc以上のオートバイ向け及び、マナウス・フリー・ゾーンのみで取引されるドライブチェーンの場合は、カレンダー年度のドライブチェーンの総生産個数の3%を限度として基本生産工程の工程は次のようにする。

- I. (1) リールでの組み立て済チェーンの切断；及び
- II. (2) 継ぎ手リンクを使用したチェーンの閉鎖及び、ピンのリベット留め。

LXXX (80号) インナーフェューエルポンプ

- a) コンポーネントのプラスチック射出成形；アンダーカバー及びジャンクション；
- b) コネクション端子コンポーネントのゴム成形、適用に従って；
- c) フィルターエレメントの製造；
- d) アウターケースへのフェューエル供給装置及び、フィルターエレメントの組み立て；
- e) アウターケースへのフランジの固定；
- f) フェューエルレベルセンサーの製造；
- g) フェューエルレベルセンサーの固定；及び
- h) シールジョイントの取り付け。

第1項—段“d”、“e”、“g”及び、“h”に規定されている生産工程は委託生産することはできない。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

第2項—段“b”、“c”及び、“f”に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは国内のいかなる地域でも第三者によって実施することができる。

第3項—段“c”及び、“f”に規定されている生産工程は、次の条件によって免除される。

- I. (1) 段“c”（フィルターエレメントの製造）；国内での製造の効果的証明ができるまで、一時的に免除する。
- II. (2) 段“f”（フューエルレベルセンサーの製造）；カレンダー年度でのフューエルポンプの総生産個数の50%までは免除される。

LXXXI – (81号) ブレーキスイッチ

- a) プラスチック射出成型；
- b) 電気ハーネスの製造；
 1. 決められた寸法での線材又は、ケーブルの切断；
 2. 線材又は、ケーブルのストリッパー；
 3. ケーブルのメッシュの巻き付け；
 4. ケーブル又は、線材への端子のハンダ付け及び/又は、圧着、適用に従って；
 5. コネクタのレセプタクル（ハイジング）への端子の挿入と固定、適用に従って；
 6. コネクタのレセプタクル（ハイジング）の端子へのケーブル及び、線材のハンダ付け、適用に従って；
 7. ケーブル及び、線材への電気及び/又は、電子部品のハンダ付け及び/又は圧着、適用に従って；
 8. ケーブル及び、線材への電気及び/又は、電子部品の組立、適用に従って；及び
 9. ブラケット、ホルダー、クランプ、インシュレーター、シール、ソケット及び/又は、スペーサーの組み込み、適用に従って。
- c) スプリング、ネジ、ボール、接着剤、グリス及び、絶縁材の製造；
- d) メタリック部品のプレス加工；及び
- e) 部分及び、部品からなる最終組み立て。

単項—段“c”及び、“d”に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは、国内のいかなる地域でも第三者によって実施することができる。

LXXXII – (82号) クラッチスイッチ

- a) プラスチック射出成型；
- b) 電気ハーネスの製造；
 1. 決められた寸法での線材又は、ケーブルの切断；
 2. 線材又は、ケーブルのストリッパー；
 3. ケーブルのメッシュの巻き付け；
 4. ケーブル又は、線材への端子のハンダ付け及び/又は圧着、適用に従って；
 5. コネクタのレセプタクル（ハイジング）への端子の挿入と固定、適用に従って；
 6. コネクタのレセプタクル（ハイジング）の端子へのケーブル及び、線材のハンダ付け、適用に従って；
 7. ケーブル及び、線材への電気及び/又は、電子部品のハンダ付け及び/又は圧着、適用に従って；
 8. ケーブル及び、線材への電気及び/又は、電子部品の組立、適用に従って；及び
 9. ブラケット、ホルダー、クランプ、インシュレーター、シール、ソケット及び/又は、スペーサーの組込、適用に従って。
- c) スプリング、ネジ、ボール、接着剤、グリス及び、絶縁材の製造；
- d) メタリック部品のプレス加工；及び
- e) 部分及び、部品からなる最終組み立て。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

単項—段 “c” 及び、“d” に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは、国内のいかなる地域でも第三者によって実施することができる。

LXXXIII – (83号) ランプ、緊急及びスタータースイッチユニット

- a) プラスチック射出成型；
- b) 電気ハーネスの製造；
 - 1. 決められた寸法での線材又は、ケーブルの切断；
 - 2. 線材又は、ケーブルのストリッパー；
 - 3. ケーブルのメッシュの巻き付け；
 - 4. ケーブル又は、線材への端子のハンダ付け及び/又は圧着、適用に従って；
 - 5. コネクターのレセプタクル（ハイジング）への端子の挿入と固定、適用に従って；
 - 6. コネクターのレセプタクル（ハイジング）の端子へのケーブル及び、線材のハンダ付け、適用に従って；
 - 7. ケーブル及び、線材への電気及び/又は、電子部品のハンダ付け及び/又は圧着、適用に従って；
 - 8. ケーブル及び、線材への電気及び/又は、電子部品の組み立て、適用に従って；及び
 - 9. ブラケット、ホルダー、クランプ、インシュレーター、シール、ソケット及び/又は、スペーサーの組み込み、適用に従って。
- c) メタリック部品のプレス加工；
- d) スプリング、ネジ、ボール、接着剤、グリス及び、絶縁材の製造；
- e) コンポーネントの基本レベルユニットの組み立て；
- f) スwitchサブユニットへの、端子付き電気ハーネスサブユニットのハンダ付け；及び
- g) ケースの最終組み立て。

第1項—段 “c” 及び、“d” に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは、国内のいかなる地域でも第三者によって実施することができる。

第2項—段 “b” に規定されている生産工程の実施は、カレンダー年度をベースとして地域での生産個数の最低50%は対応しなければならない。

LXXXIV – (84号) フラッシャー、テールライトとヘッドライト、遠近ライトとホーン、バッシングライト及びアクセルレバーのユニット

- a) プラスチック射出成型；
- b) 電気ハーネスの製造；
 - 1. 決められた寸法での線材又は、ケーブルの切断；
 - 2. 線材又は、ケーブルのストリッパー；
 - 3. ケーブルのメッシュの巻き付け；
 - 4. ケーブル又は、線材への端子のハンダ付け及び/又は圧着、適用に従って；
 - 5. コネクターのレセプタクル（ハイジング）への端子の挿入と固定、適用に従って；
 - 6. コネクターのレセプタクル（ハイジング）の端子へのケーブル及び、線材のハンダ付け、適用に従って；
 - 7. ケーブル及び、線材への電気及び/又は、電子部品のハンダ付け及び/又は圧着、適用に従って；
 - 8. ケーブル及び、線材への電気及び/又は、電子部品の組み立て、適用に従って；及び
 - 9. ブラケット、ホルダー、クランプ、インシュレーター、シール、ソケット及び/又は、スペーサーの組み込み、適用に従って。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

- c) メタリック部品のプレス加工；
- d) スプリング、ネジ、ボール、接着剤、グリス及び、絶縁材の製造；
- e) コンポーネントの基本レベルユニットの組み立て；
- f) スイッチサブユニットへの、端子付き電気ハーネスサブユニットのハンダ付け；及び
- g) ケースの最終組み立て。

第1項—段“e”及び、“g”に規定されている生産工程は委託生産することはできない。

第2項—段“c”及び、“d”に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは、国内のいかなる地域でも第三者によって実施することができる。

第3項—段“b”に規定されている生産工程の実施は、カレンダー年度をベースとして地域での生産個数の最低50%は対応しなければならない。

LXXXV – (85) フューエルプレッシャレギュレーター

- a) ボディー及び、カバーの射出成型；
- b) フィルター及び、メタルプレートのサブ組み立て；
- c) 調整バルブへのゴムリングのサブ組み立て；
- d) ボディーへのフィルター挿入；
- e) ボディーへの調整バルブ挿入；
- f) 漏れテスト；及び
- g) ボディーへのカバー溶接。

LXXXVI – (86号) ラバー、コルク及びスポンジのプレス部品

- a) 粘着化、適用に従って；
- b) 粘着剤へのプロテクター取り付け、適用に従って；及び
- c) プレス加工。

LXXXVII – (87号) マフラーコンプリートユニット

- a) 次の部分及び部品の素材切断又は、プレス加工：
 1. フレームへのマフラー取り付けブラケット；及び
 2. マフラーアウターボディー。
- b) マフラスターボディーのロレット加工；
- c) 次の部分及び、部品の溶接：
 1. サイレンサーのインナーボディー；
 2. マフラーのインナーボディー；
 3. マフラーのアウターボディー；
 4. プロテクター固定ブラケット、適用に従って；及び
 5. マフラー固定ブラケット。
- d) サイレンサーの内面塗装、適用に従って；
- e) 次の部分及び、部品の塗装、適用に従って：
 1. マフラーサブユニット
 2. エキゾストパイププロテクター；
 3. マフラープロテクター；及び
 4. エキゾストパイプ。
- f) エキゾストパイプ及び、マフラープロテクターの組み立て、適用に従って。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

LXXXV I I I – (88号) フレーム

- a) 溶接；
- b) 表面処理、熱処理又は、化学浸透；
- c) バフ；
- d) 塗装；
- e) 組立。

単項－4 5 0 cc 以上のスクーター及び、オートバイ向けには、企業の判断において、次の最低4部分の最終溶接が要求される。

- I. (1) ハンドル；
- II. (2) エンジンブラケット；
- III. (3) バッテリーボックス又は、ブラケット；
- IV. (4) シートブラケット；
- V. (5) ショックアブソーバーブラケット；
- VI. (6) リアフォークブラケット；
- VII. (7) フットレストフロント及び、リアブラケット；
- VIII. (8) アッパーメインパイプ；及び
- IX. (9) ロアーマーンパイプ。

LXXXIX – (89号) イグニッションシステムのロックシステム キー付き

- a) ロックシステムのシリンダー、ロックレバー及び、ボディーの鋳造；
- b) ロックシステムボディーの機械加工、適用に従って；
- c) ロックシステムのシリンダー、ロックレバー及び、ボディーの表面処理；
- d) ロックシステムボディーへのスプリング、磁石及び、ボールの組み立て；
- e) ロックシステムボディーへのシリンダー及び、ロックレバーの組み立て；
- f) ロックシステムカバーへの仕上げリングの取り付け；及び
- g) ロックシステムボディーへのカバー固定。

XC – (90号) イグニッションシステム キー付き

- a) シリンダーボディーの鋳造；
- b) シリンダーボディーの機械加工；
- c) シリンダーボディーの表面処理；
- d) シリンダーの組み立て；
- e) セーフティーロックの組み立て；
- f) イグニッションシステムボディーへのシリンダーの組み立て；
- g) イグニッションシステムボディーへのセーフティーロックの組み立て；
- h) イグニッションシステムボディーへの接続ケーブル付きコンタクトベースの固定；及び
- i) イグニッションシステムボディーへのリアカバーの固定。

XC I – (91号) オブジェクトホルダーロック キー付き

- a) オブジェクトホルダーロックのボディー鋳造；
- b) オブジェクトホルダーロックボディーの機械加工；
- c) オブジェクトホルダーロックボディーの表面処理；
- d) シリンダーの組み立て；及び
- e) オブジェクトホルダーロックボディーへのシリンダー及び、コンポーネントの組み立て。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

CXII – (92号) フューエルタンクロックユニット キー付き

- a) タンクロックユニットボディーの鋳造；
- b) タンクロックユニットボディーの機械加工；
- c) タンクロックユニットボディーの表面処理；
- d) シリンダーの組み立て；
- e) タンクロックユニットボディーへのシリンダー組み立て；
- f) タンクロックユニットボディーへのロックの組み立て；
- g) タンクロックユニットボディーへのアッパーカバーの圧入；
- h) タンクロックユニットボディーへのバルブ及び、シール組み立て；及び
- i) タンクロックユニットボディーへのロアカバー固定。

第1項—段“a”、“b”及び、“c”に規定されている生産工程は、国内のいかなる地域でも第三者によって実施することができる。

第2項—段“a”、“b”及び、“c”に規定されている生産工程に関する生産又は、オペレーションは、国内のいかなる地域でも第三者によって実施することができる。

第2条—各号に記載された国内のいかなる地域での実施を認められた特別な段階を除いて、第I（1）号から第XCII（92）号に規定されている全ての基本生産工程はマナウス・フリー・ゾーンで行わなければならない

第3条—基本生産工程に従っていれば、それぞれの号の1段階及び、各号に特別の明確に規定されている内容を実施していれば、それぞれの生産段階に関する生産又は、オペレーションをマナウス・フリー・ゾーン内で第三者によって実施することが出来る。

第4条—マナウス・フリー・ゾーン監督庁（SUFRAMA）は、原付自転車、スクーター、オートバイ、三輪オートバイ及び、四輪オートバイのエンジン及び、フレームに関連する部分及び、部品の分解レベルに関する補足規定を設定する。

第5条—技術的又は、経済的要因が明確に証明される場合は、開発・工業・貿易省及び、科学・技術・改革省の省間条約によって、基本生産工程にいかなる工程の実施を一時的に中断又は変更することが出来ることを決定する。

第6条—本“省間条令”は公布日から効力となり、省間条令2004年7月17日付け182号、2005年2月11日付け48号、2005年11月16日付け358号、2006年4月4日付け57号、2007年5月3日付け78号、2007年8月15日付け147号、2007年11月13日付け212号、2008年1月22日付け14号、2008年3月4日付け58号、2008年7月2日付け142号、2008年12月2日付け227号、2009年1月13日付け6号、2009年2月18日付け62号、2009年7月2日付け134号、2009年12月23日付け219号、2010年5月5日付け101号、2010年9月28日付け194号、2011年6月15日付け138号、2012年2月28日付け64号は廃止される。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080

TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

第7条—省間条令2012年11月20日付け257号の添付表のアイテムも廃止される。

FERNANDO DAMATA PIMENTEL

Ministro de Estado do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior
(開発・工業・貿易省)

MARCO ANTONIO RAUPP

Ministro de Estado da Ciência e Tecnologia
(科学・技術・改革省)

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080
TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591
hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br